

○津市立三重短期大学学則

平成 18 年 1 月 1 日三重短期大学規程第 1 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 1 号  
平成 20 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 2 号  
平成 21 年 2 月 6 日三重短期大学規程第 1 号  
平成 22 年 3 月 1 日三重短期大学規程第 1 号  
平成 22 年 7 月 30 日三重短期大学規程第 2 号  
平成 23 年 3 月 31 日三重短期大学規程第 2 号  
平成 24 年 4 月 1 日三重短期大学規程第 2 号  
平成 27 年 4 月 1 日三重短期大学規程第 1 号  
平成 29 年 11 月 16 日三重短期大学規程第 6 号  
平成 31 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 7 号  
令和 2 年 3 月 30 日三重短期大学規程第 5 号  
令和 2 年 5 月 21 日三重短期大学規程第 7 号  
令和 2 年 12 月 25 日三重短期大学規程第 25 号  
令和 4 年 1 月 20 日三重短期大学規程第 28 号  
令和 5 年 2 月 2 日三重短期大学規程第 8 号  
令和 5 年 2 月 27 日三重短期大学規程第 10 号  
令和 6 年 4 月 18 日三重短期大学規程第 1 号  
令和 7 年 1 月 16 日三重短期大学規程第 4 号

津市立三重短期大学学則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 授業科目及び履修方法（第 6 条—第 16 条）
- 第 3 章 学籍（第 17 条—第 27 条）
- 第 4 章 学期及び休業日（第 28 条—第 30 条）
- 第 5 章 学費（第 31 条—第 38 条）
- 第 6 章 職員組織（第 39 条—第 46 条）
- 第 7 章 教授会及び委員会（第 47 条—第 51 条）
- 第 8 章 専攻科（第 52 条—第 59 条）
- 第 9 章 聴講生、科目等履修生及び政策研修生（第 61 条—第 62 条の 2）
- 第 10 章 図書館（第 63 条）
- 第 10 章の 2 地域問題研究所（第 63 条の 2）
- 第 11 章 厚生保健施設（第 64 条）
- 第 12 章 賞罰（第 65 条・第 66 条）
- 第 13 章 公開講座（第 67 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 津市立三重短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の設置目的及びその社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うとともにその成果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(学科等)

第3条 本学に、次に掲げる学科（専攻部門）を置く。

法経科（第1部）

法経科（第2部）

食物栄養学科（食物栄養学専攻）

生活科学科（生活科学専攻）

2 学科及び専攻の目的を次のように定める。

法経科（第1部）は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する専門的な知識を身につけ、もって地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

法経科（第2部）は、法律・政治・経済・経営など社会科学に関する幅広い教養を身につけ、自らの人生を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる市民を育成することを目的とする。

食物栄養学科（食物栄養学専攻）は、食と健康に関する専門知識と技能を備え、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成することを目的とする。

生活科学科（生活科学専攻）は、科学的知見に立脚した賢明なる生活者、および生活支援者を育成し、以って地域社会に貢献することを目的とする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、学生は、4年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、法経科第2部の学生で、修業年限を超えて計画的に履修するものとして認められた期間在学して卒業に必要な単位以上を修得しようとするもの（以下、長期履修学生という）については、その履修期間を3年又は4年とすることができる。ただし、履修期間を3年とされた学生は、5年を超えて在学することはできず、履修期間を4年とされた学生は、6年を超えて在学することはできない。

3 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(定員)

第5条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科（専攻部門）	入学定員	総定員
法経科（第1部）	100人	200人
法経科（第2部）	100人	200人
食物栄養学科（食物栄養学専攻）	50人	100人
生活科学科（生活科学専攻）	100人	200人

合計

350 人

700 人

## 第2章 授業科目及び履修方法

### (授業科目)

第6条 授業科目は、基礎科目、共通科目、専修科目及び社会福祉士発展科目とする。

2 前項の授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、その授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

### (外国人留学生等の履修科目)

第7条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものの教育について必要があると認めるときは、別に定める科目を履修させることができる。

### (授業科目の配分)

第8条 授業科目は、主として第1学年に基礎科目及び共通科目を、第2学年に専修科目を置き、社会福祉発展科目は、各学年に適宜配分する。

### (授業科目等の発表及び履修科目の届出)

第9条 学長は、教授会の議を経て、学年又は学期の始めに、その学年又は学期に授業する授業科目、単位数、授業時間数及び授業担任者を、開設講座表及び時間割として、発表しなければならない。

2 学生は、前項の規定により授業科目について発表があったときは、その履修しようとする授業科目を選択し、所定の期日までに、学長に届け出て許可を受けなければならない。

### (単位の修得)

第10条 学生は、本学を卒業するために、2年以上在学し、次に定めるところにより、合計64単位以上を修得しなければならない。ただし、法経科第1部、第2部および生活科学科においては年間50単位を超えて、食物栄養学科においては年間55単位を超えて、履修することはできない。社会福祉士発展科目の単位はこの要件に含まないものとする。

(1) 基礎科目については、語学基礎1科目2単位以上を、食物栄養学科及び生活科学科においては専修基礎2単位以上を修得すること。

(2) 共通科目については、必修以外の語学基礎を含めて12単位以上を修得することとする。

(3) 専修科目については、次のとおりとする。

ア 法経科第1部においては、専修第一分野及び専修第二分野のいずれかの分野から38単位以上を、他の分野及び専修共通から8単位以上を、並びに演習4単位を含め、合計50単位以上を修得すること。

イ 法経科第2部においては、法律・政治分野及び経済・経営分野からそれぞれ2科目8単位以上、並びに社会科学演習4単位を含め50単位以上を修得すること。

ウ 食物栄養学科（食物栄養学専攻）においては、専修科目から必修科目7科目を含め、合計48単位以上を修得すること。

エ 生活科学科（生活科学専攻）においては、生活基礎から4単位以上を、専修第一分野及び専修第二分野のいずれかの分野から20単位以上を、並びに福祉心理演習又は居住環境特別演習4単位を含め、合計48単位以上を修得すること。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 栄養士免許証を得ようとする者は、第1項に規定する単位のほか、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に規定する単位を修得しなければならない。
- 5 各授業科目に対する単位数の計算は、次の基準による。
  - (1) 1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程をもって1単位とする。
  - (2) 2時間の授業につき1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする演習については、15時間の演習をもって1単位とすることができる。
  - (3) 実験、実習、実技等は、45時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業課程をもって1単位とする。

（単位の授与）

第11条 授業科目の課程を修了した者には、単位を与える。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修）

第12条 学長は、教育上有益と認め、かつ、当該授業科目について本学に相当する授業科目があるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 学生が他の短期大学又は大学において授業科目を履修し単位を修得することについての規則は別に定める。

（他の教育施設等における学修）

第13条 学長は、教育上有益と認め、かつ、当該授業科目について本学に相当する授業科目があるときは、教授会の議を経て、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第14条 学長は、教育上有益と認め、かつ、当該授業科目について本学に相当する授業科目があるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認め、かつ、当該授業科目について本学に相当する授業科目があるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学などの場合を除き、第12条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第12条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に本学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（試験）

第15条 各授業科目の課程修了の認定は、試験によって行う。試験の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 実験、実習、演習及び体育実技については、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる。

3 試験は、学期末に行う。ただし、事情により学期の中途で行うことができる。

4 削除

5 前各項に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第16条 学長は、教授会の議を経て、卒業の認定を行う。

2 前項の卒業の認定を受けた者には、短期大学士の学位を授与する。

3 学位について必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学籍

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の出願）

第18条 入学を志願するものは、入学願書に入学検定料を添えて、指定期間内に本学に提出しなければならない。

（受験資格）

第19条 入学試験を受けることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒

業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部科学省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳以上のもの

（入学手続及び入学許可）

第20条 第48条第5号の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長の指定する期日までに、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出するとともに、条例で定める入学料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（外国人留学生）

第21条 外国の国籍を有する者で、日本の大学（短期大学を含む。）において教育を受ける目的をもって入国し、本学への入学を志望するものは、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

（身分及び住所の変更の届出）

第22条 本人又は保証人の身分又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

（休学）

第23条 傷病又は事故その他正当な理由により3箇月以上修学することができない者は、その理由及び期間を記し、保証人連署で休学を願い出ることができる。

2 前項の規定により傷病のため休学を願い出ようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、やむを得ない理由があるとき認めるときは、学長は、通算して2年を限度としてその期間を延長することができる。

4 休学期間中であっても、その理由がなくなったときは、復学を願い出ることができる。

5 休学期間中は、在学年数に算入しない。

6 学長は、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

（転学）

第24条 学長は、他の大学に転学を希望する者については、正当の理由があると認めた場合に限り、教授会の議を経て、これを許可することができる。

（転入学等）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者については、教育上の支障のない限り、選考の上、相当する年次への転入学、転科、転部又は所属変更（以下「転入学等」という。）を許可することができる。

(1) 他の大学の学生で本学に転入学を希望する者

(2) 本学の学生で転科、転部又は所属変更を希望する者

2 前項の規定により他の大学から本学に転入学を希望する者は、転入学願書に、現に在籍する大学の転学承認書を添えなければならない。

3 第1項の規定により転入学等を認められた者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

4 前3項に定めるもののほか、転入学等に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、許可を受けなければならない。ただし、傷病による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、前項の退学の願いに対して、教授会の議を経て、許可することができる。

(再入学)

第27条 前条、第34条及び第66条第2項の規定により退学した者が、本学を退学になった日の属する年度の末日から3年以内に再入学を願い出た場合には、学長は、教授会の選考を経て、再入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 学期及び休業日

(学年)

第28条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第29条 学期は、2期に分け、各期における授業日数は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日までの15週以上

後期 10月1日から翌年3月31日までの15週以上

(休業日)

第30条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業、夏季休業、冬季休業

2 春季休業、夏季休業、冬季休業の期間については、毎年度学長が定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる休業日であっても、授業、実験又は実習を課することができる。

(開学記念日)

第30条の2 本学の開学記念日を4月20日とする。

#### 第5章 学費

(授業料、入学料及び入学検定料)

第31条 授業料、入学料及び入学検定料は、次のとおりとする。

(1) 授業料	法経科（第1部）	年額	390,000円
	法経科（第2部）	年額	150,000円
	食物栄養学科（食物栄養学専攻）	年額	390,000円
	生活科学科（生活科学専攻）	年額	390,000円

(2) 入学料

ア 入学の日（4月1日）の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者 84,600円（法経科（第2部）については、70,500円）

イ アに掲げる者以外の者 169,200 円（法経科（第2部）については、141,000 円）

(3) 入学検定料 18,000 円

（授業料等の納付期日）

第 32 条 授業料は、前期及び後期に均分し、それぞれ所定の期日までに、入学検定料は願書提出と同時に、入学料は市長が定める期日までに納付しなければならない。

（授業料等の徴収猶予及び減免）

第 33 条 授業料は、特別の事情があるときは、学長の許可を受けて分納することができる。

2 やむを得ない事情により授業料の支弁が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予することができる。

3 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、授業料及び入学料を減額し、又は免除することができる。

4 授業料等の徴収猶予及び減免に関する規則は、別に定める。

（授業料未納付者の取扱い）

第 34 条 授業料を所定の期日までに納付しない者は、各学期末日付けで退学した者とみなされる。

2 前項に規定する者の取扱いに関する細則は、別に定める。

（欠席、停学及び休学の場合の授業料）

第 35 条 授業料は、傷病その他自己の都合によって欠席し、又は停学に処せられることがあっても、学籍にある間にあつては、これを徴収する。

2 休学を許可された場合において、その期間が3月以上にわたるときは、当該3月以上にわたる間の授業料を免除する。

3 前項の場合において、同項に規定する授業料の全部又は一部が既に納付されているときは、当該全部又は一部を返還する。

（納付した授業料等）

第 36 条 既に納付された授業料等その他諸経費は、この学則に定めるものを除くほか、これを返還しない。ただし、授業料等を減額又は免除された者で既にその授業料等を納付済の場合はこの限りではない。

（実験等の実費の徴収）

第 37 条 特に経費を要する実験及び実習については、実費を徴収することがある。

（学費の納付についての細則）

第 38 条 この章に定めるもののほか、学費の納付についての細則は、別に定める。

## 第 6 章 職員組織

（職員組織）

第 39 条 本学に、次の職員を置く。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

その他の職員

(学長)

第40条 学長は、学務一般をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。

3 学長の辞任又はその他の理由により欠員を生じた場合は、代理を置く。

(教授)

第41条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第42条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第43条 講師は、前2条に準ずる職務に従事する。

(助教)

第43条の2 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第44条 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務職員)

第45条 事務職員は、庶務、会計、教務、厚生、補導、図書、地域貢献等の事務に従事する。

(その他の職員)

第46条 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

## 第7章 教授会及び委員会

(教授会)

第47条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長並びに本学に常勤する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(審議事項)

第48条 教授会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見を尊重しなければならない。

3 学校教育法93条第2項第3号に規定する、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項として学長が定めるものは、教授会の議を経て定める。

(教授会の会議)

第49条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 教授会員の3分の1以上が議案を示して教授会の招集を要求したときは、学長は、こ

れを招集しなければならない。

- 3 教授会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 教授会の決議は、出席会員の過半数によって成立する。ただし、人事に関する決議は、出席会員の3分の2以上によって成立する。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会の会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第50条 本学に、以下の委員会を置く。

発展計画委員会

入学試験管理委員会

総務連絡調整会議

広報委員会

学務委員会

授業料等減免審査委員会

内部質保証推進委員会

キャリア支援委員会

教員資格審査委員会

情報委員会

ハラスメント防止対策委員会

ハラスメント事実調査委員会

図書館委員会

地研運営委員会

教養教育委員会

FD・SD活動推進委員会

地域連携委員会

障がい学生支援委員会

教員評価委員会

研究倫理委員会

ヒトを対象とする疫学研究等に関する倫理委員会

競争的資金等不正防止委員会

遺伝子組換え実験安全委員会

外部評価委員会

- 2 必要に応じ、上記以外の委員会を設けることができる。
- 3 前2項の委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(発展計画委員会)

第51条 発展計画委員会は、本学の発展に係わる諸問題を総合的に検討する。

- 2 発展計画委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(内部質保証推進委員会)

第51条の2 内部質保証推進委員会は、本学の内部質保証に係わる自己点検及び評価を行う。

- 2 内部質保証推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第 51 条の 3 外部評価委員会は、本学における自己点検・評価等について検証するとともに、大学運営全般について必要な助言を行う。

2 外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 専攻科 削除

(専攻科)

第 52 条 削除

(修業年限)

第 53 条 削除

(入学定員)

第 54 条 削除

(入学の許可)

第 55 条 削除

(授業科目及び単位数)

第 56 条 削除

(修学課程)

第 57 条 削除

(授業料、入学料及び入学検定料)

第 58 条 削除

(その他専攻科に関し必要な事項)

第 59 条 削除

## 第 9 章 聴講生、科目等履修生及び政策研修生

(研究生)

第 60 条 削除

(聴講生)

第 61 条 学長は、本学の講義を聴講しようとする者については、教授会の議を経て、聴講生とすることができる。

2 聴講生の入学資格は、入学しようとする年度の 4 月 1 日の前日において 18 歳以上の者であることとし、その入学時期は、毎学期の始めとする。

3 聴講生の入学検定料は 5,000 円、入学料は 5,000 円とし、これらの納付については、本科生に準ずるものとする。

4 授業料は、1 単位につき 5,000 円とし、学期ごとに前納しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 62 条 学長は、本学の学生以外の者で、1 又は複数の授業科目を履修しようとするものについては、教授会の議を経て、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、本学が指定する複数の授業科目を同時に履修する者を選科履修生という。

3 科目等履修生の入学資格は本科生に準じ、その入学時期は毎学期の始めとする。

4 科目等履修生のうち授業科目の課程を修了した者には、単位を与える。この場合にお

いて、各授業科目の課程修了の認定については、第 15 条の規定を準用する。

5 科目等履修生の入学検定料は 5,000 円、入学料は 5,000 円とし、これらの納付については、本科生に準ずるものとする。

6 科目等履修生の授業料は、1 単位につき 5,000 円（選科履修生にあつては、1 単位につき 3,000 円）とし、学期ごとに前納しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（政策研修生）

第 62 条の 2 学長は、地域の政策課題に対応したテーマに関し、教員の指導の下に、実践的な研究及び研修を行おうとする者については、教授会の議を経て、政策研修生とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、政策研修生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 図書館

（図書館）

第 63 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章の 2 地域問題研究所

（地域問題研究所）

第 63 条の 2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 厚生保健施設

（厚生保健施設）

第 64 条 本学に、厚生及び保健に関する施設を設ける。

2 厚生保健施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 賞罰

（表彰）

第 65 条 学長は、学業成績が優秀でその行動が他の模範となる学生を、表彰することができる。

（懲戒）

第 66 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、懲戒する。

- (1) 学則に違反した者
- (2) 性行不良で改心の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱す者
- (5) その他学生としての本分に違反した者

2 懲戒は、戒告、停学、退学及び除籍の 4 種とする。

3 停学期間は、在学年数に算入する。

4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

### 第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 67 条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(授業料の特例)

2 第 31 条及び 58 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間における授業料は、次のとおりとする。

区分	授業料
法経科（第 1 部）	年額 390,000 円
法経科（第 2 部）	年額 150,000 円
生活科学科（食物栄養学専攻）	年額 390,000 円
生活科学科（生活科学専攻）	年額 390,000 円

附 則（平成 20 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 6 日三重短期大学規程第 1 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日三重短期大学規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 30 日三重短期大学規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日三重短期大学規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日三重短期大学規程第 2 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日三重短期大学規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 16 日三重短期大学規程第 6 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日三重短期大学規程第 7 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日三重短期大学規程第 5 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 21 日三重短期大学規程第 7 号）  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日三重短期大学規程第 25 号）  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 20 日三重短期大学規程第 28 号）  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 日三重短期大学規程第 8 号）  
この規程は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日三重短期大学規程第 10 号）  
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 18 日三重短期大学規程第 1 号）  
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 16 日三重短期大学規程第 4 号）  
この規程は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

別表第1（第6条関係）法経科第1部授業科目及び単位数

区 分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語Ⅰ	2		いずれか1科目を必ず履修すること。
		ドイツ語Ⅰ	2		
		フランス語Ⅰ	2		
		中国語Ⅰ	2		
共通科目		体育講義		2	語学基礎および共通科目から合計14単位以上を選択履修し修得すること。
		体育実技		1	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		プログラミング基礎		2	
		情報と社会		2	
		情報処理実習Ⅰ		1	
		情報処理実習Ⅱ		1	
		心理学		2	
		環境論		2	
		教育学		2	
		生涯学習論		2	
		差別と人権		2	
		ジェンダー論		2	
		歴史学		2	
		地理学		2	
		哲学		2	
		文学Ⅰ		2	
		文学Ⅱ		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	
		実用英語		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		フランス語Ⅱ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		農林体験セミナー		2	
		キャリア形成セミナー		2	
		単位互換科目Ⅰ		1・2	
		単位互換科目Ⅱ		1・2	

		社会体験講座		2	
		食と観光実践		2	
		次世代産業実践		2	
		医療・健康・福祉実践		2	
専修科目	専修第一 (法律・政治) 分野	憲法Ⅰ		4	専攻するコースの分野から 38単位以上、他の分野および専修共通から8単位以上、合計46単位以上を修得すること。
		憲法Ⅱ		2	
		民法Ⅰ		4	
		民法Ⅱ		2	
		民法Ⅲ		2	
		家族法		4	
		会社法		4	
		商法総則・商行為		2	
		刑法		4	
		行政法		4	
		労働法		4	
		民事訴訟法		4	
		刑事訴訟法		4	
		政治学原論		4	
		行政学		4	
		法学基礎演習		2	
		刑事政策		2	
		社会保障法		2	
		国際法		4	
		法哲学		2	
		税法		2	
		消費者法		2	
		地方自治法		2	
		地方政治論		2	
	政治史（政治過程論を含む）		2		
	政治思想史		2		
	国際関係論		2		
	法学特殊講義		4		
	専修第二 (経済・経営) 分野	統計学		2	
		経済原論		4	
		経済史		4	
		金融論		4	
		財政学		4	
経営学			4		
マーケティング論Ⅰ			4		

	簿記原理		4	
	会計学		4	
	経商基礎演習		2	
	政治経済学		2	
	日本経済論		2	
	国際経済論		2	
	経済政策		2	
	地域経済学		2	
	地方財政論		2	
	経済学史		2	
	経営管理論		2	
	経営財務論		2	
	人的資源管理論		2	
	マーケティング論Ⅱ		2	
	起業論		2	
	税務会計論		2	
	工業簿記および原価計算		2	
	上級簿記		2	
	経済学特殊講義		4	
	経営特殊講義		4	
専修共通	社会福祉論		2	
	社会思想史		2	
	地域政策論Ⅰ		2	
	地域政策論Ⅱ		2	
	環境政策論		2	
	情報技術論		2	
演習	演習		4	

別表第2（第6条関係）法経科第2部授業科目及び単位数

区 分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語 I	2		いずれか1科目を必ず履修すること。
		ドイツ語 I	2		
		フランス語 I	2		
		中国語 I	2		
共通科目		体育講義		2	語学基礎および共通科目から合計14単位以上を選択履修し修得すること。
		体育実技		1	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		プログラミング基礎		2	
		情報と社会		2	
		情報処理実習 I		1	
		情報処理実習 II		1	
		心理学		2	
		環境論		2	
		教育学		2	
		生涯学習論		2	
		差別と人権		2	
		ジェンダー論		2	
		歴史学		2	
		地理学		2	
		哲学		2	
		文学 I		2	
		文学 II		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	
		実用英語		2	
		ドイツ語 II		2	
		フランス語 II		2	
		中国語 II		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		農林体験セミナー		2	
		キャリア形成セミナー		2	
		単位互換科目 I		1・2	
単位互換科目 II		1・2			

		社会体験講座		2	
		食と観光実践		2	
		次世代産業実践		2	
		医療・健康・福祉実践		2	
専修科目	法律・政治分野	憲法Ⅰ		4	それぞれの分野から8単位以上、合計46単位以上を修得すること。
		憲法Ⅱ		2	
		民法Ⅰ		4	
		民法Ⅱ		2	
		民法Ⅲ		2	
		家族法		4	
		会社法		4	
		商法総則・商行為		2	
		刑法		4	
		行政法		4	
		労働法		4	
		民事訴訟法		4	
		刑事訴訟法		4	
		刑事政策		2	
		国際法		4	
		法哲学		2	
		税法		2	
		消費者法		2	
		政治学原論		4	
		行政学		4	
	地方政治論		2		
	社会福祉論		2		
	地域政策論Ⅰ		2		
	地域政策論Ⅱ		2		
	環境政策論		2		
	法学特殊講義		4		
	経済・経営分野	統計学		2	
		経済原論		4	
		経済史		4	
		金融論		4	
		財政学		4	
		政治経済学		2	
日本経済論			2		
国際経済論			2		
経済政策			2		
地域経済学			2		

	地方財政論		2	
	経営学		4	
	マーケティング論Ⅰ		4	
	マーケティング論Ⅱ		2	
	人的資源管理論		2	
	会計学		4	
	簿記原理		4	
	工業簿記および原価計算		2	
	上級簿記		2	
	経済学特殊講義		4	
	経営特殊講義		4	
演習	社会科学演習	4		

別表第3（第6条関係）食物栄養学科授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数		栄養士	備考
		必修	選択	必修	
基礎科目	語学基礎	英語Ⅰ	2		いずれか1科目を必ず履修すること。
		ドイツ語Ⅰ	2		
		フランス語Ⅰ	2		
		中国語Ⅰ	2		
	専修基礎	食物栄養学入門	2		学科必修。
共通科目	体育講義		2		語学基礎および共通科目から合計14単位以上を選択履修し修得すること。
	体育実技		1		
	生命科学		2		
	自然と科学		2		
	プログラミング基礎		2		
	情報と社会		2		
	情報処理実習Ⅰ		1		
	情報処理実習Ⅱ		1		
	心理学		2		
	環境論		2		
	教育学		2		
	生涯学習論		2		
	差別と人権		2		
	ジェンダー論		2		
	歴史学		2		
	地理学		2		
	哲学		2		
	文学Ⅰ		2		
	文学Ⅱ		2		
	美学		2		
	比較文化論		2		
	英会話		2		
	英語講読		2		
	実用英語		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	地域史		2		
	自治体行政特論		2		
	農林体験セミナー		2		
	キャリア形成セミナー		2		
単位互換科目Ⅰ			1・2		

		単位互換科目Ⅱ		1・2		
		社会体験講座		2		
		食と観光実践		2		
		次世代産業実践		2		
		医療・健康・福祉実践		2		
専修科目	社会生活と健康	公衆衛生学		2	○	専修科目には必修科目として7科目15単位が含まれています。これらの必修科目と選択科目とを合わせて48単位以上を修得しなければなりません。また、専修科目には、栄養士免許を取得するために必要な科目があり、これら35科目57単位分の単位を全て修得して卒業することで、栄養士免許を取得できます。
		社会福祉論		2	○	
	人体の構造と機能	解剖生理学	2		○	
		解剖生理学実験		1	○	
		運動保健学		2	○	
		病態学（臨床病態学）		2	○	
		生化学		2	○	
		生化学実験		1	○	
		食品と衛生	食品学総論	2		
	食品学実験			1	○	
	食品学各論			2	○	
	食品加工学			2	○	
	食品の機能			2	○	
	食品衛生学			2	○	
	食品衛生学実験			1	○	
	栄養と健康	栄養学	2		○	
		栄養学実験		1	○	
		応用栄養学Ⅰ		2	○	
		応用栄養学Ⅱ		2	○	
		応用栄養学実習		1	○	
		臨床栄養学		2	○	
		臨床栄養学実習		1	○	
	栄養の指導	栄養教育論	2		○	
		栄養指導論		2	○	
		栄養教育論実習		1	○	
		栄養指導論実習		1	○	
		公衆栄養学		2	○	
	給食の運営	給食運営管理論		2	○	
給食運営管理論実習Ⅰ			2	○		
給食運営管理論実習Ⅱ			1	○		
給食運営管理論実習Ⅲ			1	○		
給食運営総合指導			2	○		
調理学		2		○		
調理学実習Ⅰ		1		○		
調理学実習Ⅱ			1	○		

関連科目	統計学		2		
	化学		2		
	健康管理概論		2		
	管理栄養特殊講義		2		
	特別演習	4			

別表第4（第6条関係）生活科学科授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語Ⅰ	2		いずれか1科目を必ず履修すること。
		ドイツ語Ⅰ	2		
		フランス語Ⅰ	2		
		中国語Ⅰ	2		
	専修基礎	生活科学概論	2		学科必修。
共通科目		体育講義		2	語学基礎および共通科目から合計14単位以上を選択履修し修得すること。
		体育実技		1	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		プログラミング基礎		2	
		情報と社会		2	
		情報処理実習Ⅰ		1	
		情報処理実習Ⅱ		1	
		心理学		2	
		環境論		2	
		教育学		2	
		生涯学習論		2	
		差別と人権		2	
		ジェンダー論		2	
		歴史学		2	
		地理学		2	
		哲学		2	
		文学Ⅰ		2	
		文学Ⅱ		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	
		実用英語		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		フランス語Ⅱ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		農林体験セミナー		2	
		キャリア形成セミナー		2	
		単位互換科目Ⅰ			

		単位互換科目Ⅱ		1・2	
		社会体験講座		2	
		食と観光実践		2	
		次世代産業実践		2	
		医療・健康・福祉実践		2	
専修科目	生活基礎	住生活論		2	4単位以上を選択履修しなければなりません。
		食生活論		2	
		衣生活論		2	
		生活経営		2	
		生活と環境		2	
		生活技術		2	
		地域づくり実践		2	
	第一分野 ▲生活福祉・心理コース▼	福祉心理基礎演習		2	合計44単位以上を修得すること。ただし、所属コースの分野より20単位以上修得しなければなりません。また所属するコースにおいて、「福祉心理演習」または「居住環境特別演習」を必ず修得しなければなりません。
		社会福祉論Ⅰ		2	
		社会福祉論Ⅱ		2	
		老人福祉論		2	
		障害者福祉論		2	
		児童福祉論		2	
		社会保障論Ⅰ		2	
		社会保障論Ⅱ		2	
		公的扶助論		2	
		地域福祉論Ⅰ		2	
		地域福祉論Ⅱ		2	
		社会福祉援助技術総論		4	
		社会福祉行財政論		2	
		医療福祉論		2	
		医学知識		2	
		介護概論		2	
		権利擁護を支える法制度論		2	
		社会福祉運営管理論		2	
		社会学		2	
		社会調査論		2	
		心理学と心理的支援論		2	
社会福祉発達史		2			
刑事司法と福祉論		2			
心理学概論		2			
発達心理学		2			
社会心理学		2			
行動の理論		2			

	認知の科学		2
	カウンセリング論		2
	家族関係学		2
	人間関係論		2
	青年期の心理		2
	心理学基礎実験		2
	心理学研究法		2
	保育学(実習を含む)		2
	子どもの健康		2
	子どもの栄養		2
	憲法		4
	社会保障法		2
	国際関係論		2
	福祉心理演習	4	
第二分野 ▲居住環境コース ▼	インテリアデザイン		2
	建築製図基礎		2
	住生活設計Ⅰ		2
	住生活設計Ⅱ		2
	居住計画論		2
	居住福祉論		2
	建築法規		2
	居住設備学		2
	建築環境学		2
	建築一般構造		2
	建築計画		2
	建築構法		2
	構造力学Ⅰ		2
	構造力学Ⅱ		2
	建築材料学		2
	建築生産		2
	建築史概論		2
	建築 CAD 基礎		2
	住環境計画		2
	都市計画論		2
	地域環境学		2
	まちづくり企画		2
	まちづくり設計		1
	消費者法		2
	経済原論		4
	環境政策論		2

		環境倫理学		2	
		生態系の科学		2	
		環境とエネルギー		2	
		環境共生論		2	
		化学		2	
		数理科学		2	
		統計学		2	
		情報技術論		2	
		地域政策論Ⅰ		2	
		地域政策論Ⅱ		2	
		行政学		4	
		日本経済論		2	
		居住環境基礎		2	
		居住環境特別演習	4		
社会福祉士 発展科目	社会福祉士 必修科目	社会福祉援助技術論Ⅰ		4	社会福祉士国家試験受験資格を得るためには、社会福祉士発展科目をすべて履修し、単位を修得しなければなりません。
		社会福祉援助技術論Ⅱ		4	
		社会福祉援助技術演習Ⅰ		4	
		社会福祉援助技術演習Ⅱ		4	
		社会福祉援助技術演習Ⅲ		2	
		社会福祉援助技術現場実習Ⅰ		3	
		社会福祉援助技術現場実習Ⅱ		3	
		社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ		3	
		社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ		3	